工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

平成20年３月

国土交通省
東北地方整備局

目　次

１　本ガイドライン策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
◆土木請負工事の特徴
◆設計変更の現状
◆発注者・請負者の留意事項
◆策定の理由

２　設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

３　設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
◆設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き（契約書18条1-2）
◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き　（契約書18条1-3）
◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と
実際の工事現場が一致しない場合の手続き（契約書18条1-4）
◆工事中止の場合の手続き　（契約書20条）

４　設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８

５　関連事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
◆「設計図書の照査」の範囲
◆「設計図書の照査」の範囲をこえるもの
◆指定・任意の正しい使い分け
◆工事調整会議について
◆入札・契約時の設計図書等の疑義の解決

６　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14

１　策定の背景

◆土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に設計された様々な目的物を、個々に異なる現地条件、環境の下で建造しなければならないといった特徴を有している。よって工事の進捗と共に、当初積算時には予見出来ない条件や環境の変化などが起こりうることから、**あらかじめ設計内容の前提条件を明示しておくことで、円滑な設計変更に備える必要がある。**

◆設計変更の現状

契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した内容を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。
しかし、①「なされるべき条件明示がなされていないことから、本来設計変更の対象となる事象について変更が行われない」、②「必要な「協議」がなされずに現場の施工が行われ、設計変更の受け入れられない」、③「「任意仮設」であるにもかかわらず、発注者側での当初設定内容が現地条件と大きく乖離していたために、請負者から設計の変更を求められても変更しない」等、**変更対応の際、発注者と請負者との間でトラブルとなる事例が見受けられる。**

◆発注者・請負者の留意事項

発注者		請負者
設計積算にあたっては、工事内容に応じて、平成14年4月10日付通達「条件明示について」に記載の内容を、**必ず条件明示するよう徹底する。**	ワンデーレスポンスの相互努力	工事着手前に、設計図書を照査して着手時点における疑義を明らかにし、各項目について「協議」を実施する。また施工中に疑義等が生じた場合にも、**その都度発注者と「協議」を行いながら進めることが重要である。**

◆策定の理由

適切な設計変更の実施には、発注者と請負者が相互に正しい設計変更のルールについて理解しておく必要がある。

⇒

そこで、既存の通達等を踏まえ、設計変更における課題と留意点を**「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」**として取りまとめた。

２　設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合においては、原則として**設計変更できない**。
（尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない）

【契約書第２６条（臨機の措置）】

- 発注者と「協議」を行わず**請負者が独自に判断して施工を実施**した場合
  （「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合も同様）

- **「承諾」で施工**した場合

- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている**所定の手続きを経ていない場合（契約書第18条～24条、共通仕様書第１編1-1-13～1-1-15）**

- **正式な書面によらない事項**（口頭のみの指示・協議等）の場合

３　設計変更が可能なケース

◆下記のような場合においては**設計変更が可能**である。

- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**請負者の責によらず、工事着手出来ない場合**
- 仮設（指定・任意とも）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要。）
- **「協議」や「指示」等、所定の手続きを行っているもの。**

  ・協議に要した期間は変更の対象とし、変更時に協議する。

  （「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- 請負者が行うべき**「設計図書の照査」において、明らかに請負者の責によらない場合**。

ただし、変更指示・設計変更にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認（工事調整会議等を利用）して、設計変更「協議」にあたる。
- 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。

  （規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。）
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- 工期は変更契約時に、発注者、請負者が協議し定める。

３　設計変更が可能なケースの具体例

◆設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

（契約書第18条第１項の二）

ex. ア．条件明示する必要がある場合にも係わらず、
土質に関する一切の条件明示がない場合

イ．条件明示する必要がある場合にも係わらず、
地下水位に関する一切の条件明示がない場合

ウ．条件明示する必要がある場合にも係わらず、
交通誘導員についての条件明示がない場合

請負者

「契約書第18条（条件変更等）第１項　二」に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知

発注者

発注者は第４項、第５項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）

請負者及び発注者は第23条、第24条に基づき、**「協議」により工期及び請負代金額を定める**

３　設計変更が可能なケースの具体例

◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き

（契約書第18条第１項の三）

ex. ア．土質柱状図は明示されているが、
地下水位が不明確な場合

イ．水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは
常時排水などの運転条件等の明示がない場合

請負者

「契約書第18条（条件変更等）第１項　三」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知

発注者

発注者は第４項、第５項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）

請負者及び発注者は第23条、第24条に基づき、**「協議」により工期及び請負代金額を定める**

３　設計変更が可能なケースの具体例

◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

（契約書第18条第１項の四）

ex. ア．設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合

イ．設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合

ウ．設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合

エ．前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

請負者

「契約書第18条（条件変更等）第１項　四」に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件とが一致しないことを直ちに監督職員に通知

発注者

調査の結果、その事実が確認された場合は第４項･第５項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更

請負者及び発注者は第23条、第24条に基づき、**「協議」により工期及び請負代金額を定める**

３　設計変更が可能なケースの具体例

◆工事中止の場合の手続き

（契約書第20条）

（請負者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合の手続き）

ex. ア．設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに乙の責によらず施工できない場合

イ．警察、河川・道路・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合

ウ．管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合

エ．受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合

オ．設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合

カ．予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合

請負者　　**発注者**

地元調整や予期しない現場条件等のため、請負者が工事を施工することができない

「契約書第20条（工事の中止）第１項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として**一時中止しなければならない。**

発注者より、**一時中止の指示**（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）

請負者は、土木工事共通仕様書第１編１－１－13第３項に基づき、**基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る。**

発注者は、現場管理上、**最低限必要な施設・人数等を吟味**し、基本計画書を承諾

不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る。

承諾した基本計画書に基づき、**設計変更を実施**（増加費用も変更の対象になる）

基本計画書に基いた**施工の実施**

4　設計変更手続きフロー

①図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。

②設計図書に誤謬、脱漏があること

③設計図書の表示が明確でないこと

④工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

⑤設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

【契約書第18条第１項】

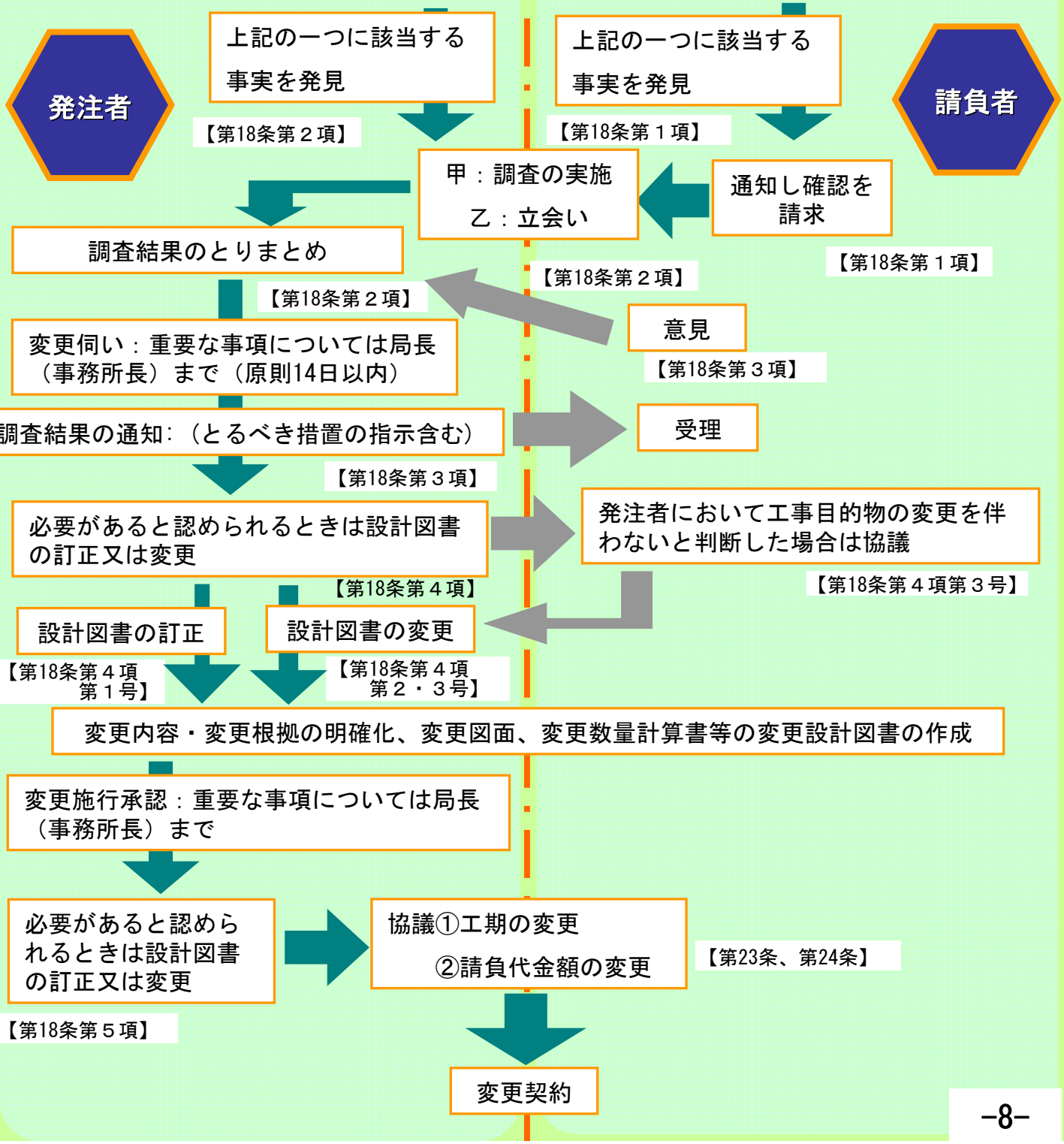

５　関連事項

◆「設計図書の照査」の範囲

請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲としては、以下のとおりである。

○　設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認。
・数量計算書と設計書の内容の整合確認。
・構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認。
・設計図面・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうか。

○　設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認。
・設計図面のとおり構造物を作ることが出来るかどうか。
・縦横断図の地盤線と現地盤線の確認及びその軽微な修正等。
・当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその軽微な修正等。
・埋設物、支障物件等の現地確認。

○　舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書第１０編「15-4-3路面切削工」「15-4-5切削オーバーレイエ」「15-4-6オーバーレイエ」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査の範囲である。）

５　関連事項

◆「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定され、このような場合は「別途業務にて実施した設計図書で指示する」等、発注者がその費用を負担する。

【新たに設計図の作成が必要なもの】

・現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。（災害復旧等の工事で、標準断面発注し、工事において測量から設計まで行う場合　等）

・現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

【構造計算等が伴うもの】

・ 構造物の応力計算を伴う照査。

・ 構造物の位置や計画高さ、載荷高さ、延長等が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。（設計業務の瑕疵について確認が必要）

・構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。　（設計業務の瑕疵について確認が必要）

・基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。

・土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

【設計根拠の検討まで必要なもの】

・「設計要領」・「各種示方書」等で示す設計計算・考え方との照合。

・設計根拠まで遡る見直し及び必要とする工費の算出。

・設計のため地質調査が必要な場合。（品質管理のための調査は含まない）

５　関連事項

◆指定・任意の正しい運用

指定・任意については、工事請負契約書第１条第３項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

◆指定、任意の考え方◆

	指　定	任　意
設計図書	施工方法等について具体的に指定します （契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的には指定しません （契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すことがある）
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	請負者の任意 （施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	行います	行いません
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	行います	行います

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする**必要がある。

任意については、**請負者が自らの責任で行う**もので、仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。**（変更の対象としない）**

発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応をする**ように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- 標準歩掛りではﾊﾞｯｸﾎｳで施工となっているので、「ｸﾗﾑｼｪﾙでの施工は不可」との対応。
- 新技術の活用について請負者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。（Ｐ６参照）

５　関連事項

◆工事調整会議について

工事において、円滑な工事の実施を図るためには、施工業者が設計図書と現場の整合性や設計意図を十分に把握した上で、施工することが重要であり、工事着手前等の段階において、当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント等及び発注者が参加し、**設計図書と現場の整合性の確認、設計意図の伝達等を行う**ものである。

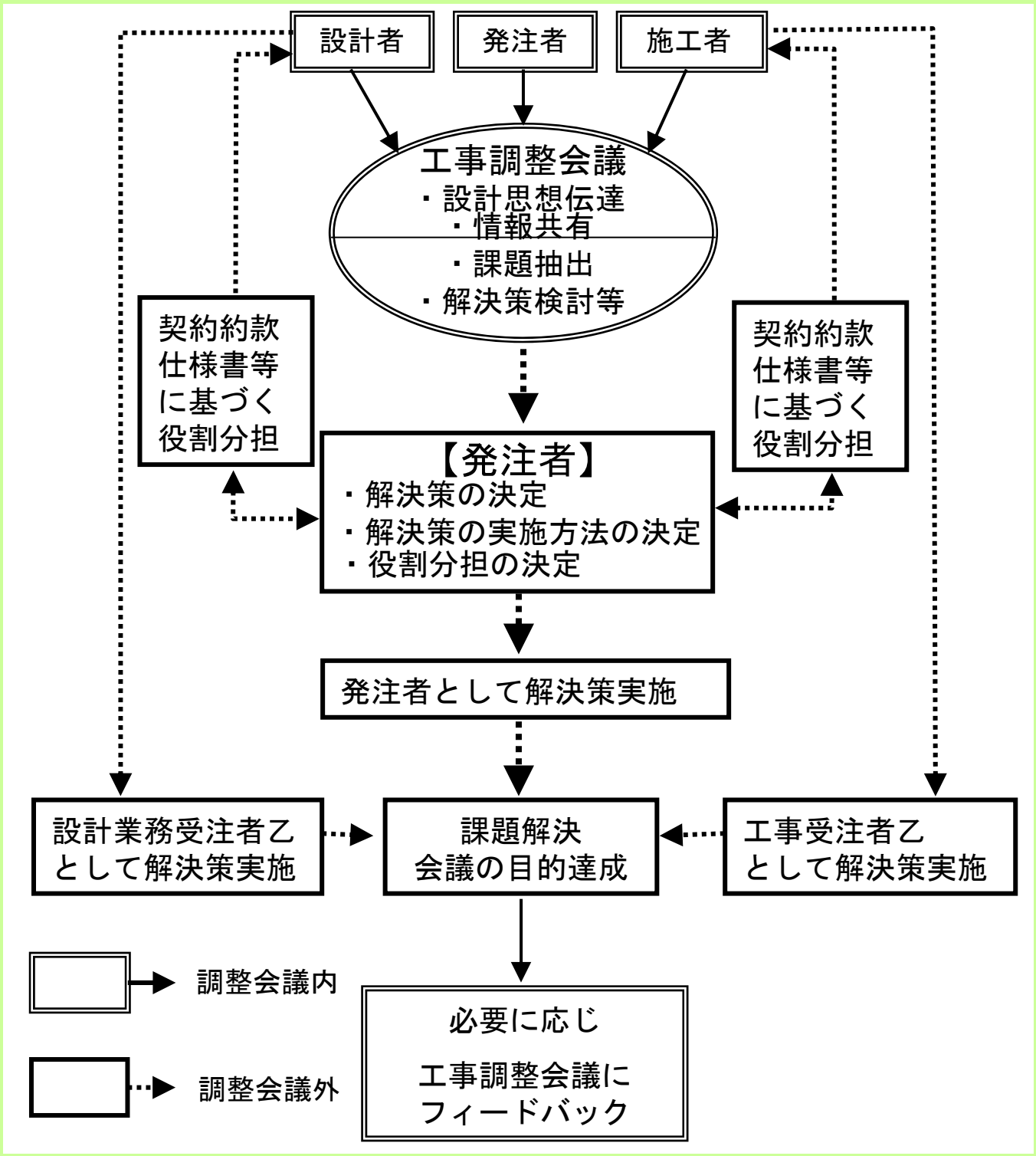

５　関連事項

◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がることになる。（請負者等への指導）

【入札前】

・この工事の入札に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書、図面、仕様書、東北地方整備局競争契約入札心得、工事請負契約書案及びこの現場説明書を**よく確認**のうえ、入札書を提出するものとする。（現場説明資料　説明事項　１．入札について　（１））

・入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を**熟覧**のうえ、入札しなければならない。この場合において**仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。**　（競争契約入札心得　第４条（入札等））

また、発注者においては、公平性から、入札参加者全員に説明内容を周知する必要がある。ただし、疑義の内容によっては、周知しない場合もある。

【契約後】

・請負者は、**施工前及び施工途中において、契約書第１８条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。**なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、請負者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。　（共通仕様書第１編１－１－３　設計図書の照査等）

６　そ　の　他

通達「 条件明示について ① 」

国東整技管第８号
平成１４年４月１０日

各関係事務所長　殿

企　画　部　長

条件明示について

標記について、平成１４年３月２８日付け国官技第３６９号で大臣官房技術調査課長から明示項目及び明示事項（案）の通知があったので通知する。
なお、平成３年３月７日付け建東技第７３号「施工条件明示と適正な設計変更の実施における積算基準の制定について（通知）」の別紙－３「条件明示について」は廃止する。

国官技第３６９号
平成１４年３月２８日

東北地方整備局　企画部長　殿

国土交通省大臣官房技術調査課長

条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第２４号」（平成３年１月２５日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。
なお、「条件明示について」（平成３年１月２５日）建設省技調発第２４号は廃止する。

記

１．目的
「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

２．対象工事
平成１４年４月１日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

３．明示項目及び明示事項（案）
別　紙

４．明示方法
施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書に関連する条項に基づき、適正に対応するものとする。

５．その他
（１）明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
（２）現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
（３）施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

６　そ　の　他

通達「 条件明示について ② 」

国東整技管　第8号

（平成14年4月10日）

明示項目	明示事項
工程関係	１．他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ２．施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 ３．当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 ４．関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 ５．余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 ６．工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 ７．設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	１．工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 ２．工事用地等の使用終了後における復旧内容 ３．工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 ４．施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	１．工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 ２．水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 ３．濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） ４．工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	１．交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 ２．鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 ３．落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 ４．交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 ５．有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

６　そ　の　他

通達「 条件明示について ③ 」

国東整技管　第8号
（平成14年4月10日）

明示項目	明示事項
工事用道路関係	１．一般道路を搬入路として使用する場合 (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2)搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 ２．仮道路を設置する場合 (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2)仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	１．仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 ２．仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ３．仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物物関係	１．建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 ２．建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 ３．建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	１．地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 ２．地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	１．薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 ２．周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	１．工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 ２．工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等 ３．支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 ４．関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 ５．架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 ６．工事用電力等を指定する場合は、その内容 ７．新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 ８．部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

６　そ　の　他

通達「 国土交通省所管事業の執行について 」

設計変更時において、条件明示の不備等により、適切な設計変更がなされていない例が多いため、平成１７年度の本通達から、設計積算の適切な実施として、**「設計図書で明示されていない施工条件について、予期することの出来ない特別な状態の事実を発見した場合も、設計変更の対象となる」**と、設計図書に従来から記載されている事項を追加し通知している。

国会公第２６４号
平成１９年３月３０日

東北地方整備局長　殿

国土交通事務次官

平成１９年度国土交通省所管事業の執行について

国土交通省所管事業の執行については、かねてから種々御高配をお願いしているところであるが、平成１９年度の所管事業の執行に当たっては、適正かつ円滑な事業の執行を図るため、下記のことについて特段の配慮をされたく、命により通達する。

記

１．公共事業等の施行方針

（　省　略　）

（１）設計積算の適切な実施

イ．建設資材等の設計単価については、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な単価とすること。

（　省　略　）

ロ．施工条件は、設計図書に明示し、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更等適切な対応に努めること。
**　また、設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態の事実を発見した場合も同様とすること。**

（　以下省略　）

６　そ　の　他

■工事請負契約書抜粋

工事請負契約書　第1条（総則）

3. 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

工事請負契約書　第８条（特許権等の使用）

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

工事請負契約書　第９条（監督職員）

２．監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

６　そ　の　他

■工事請負契約書抜粋

工事請負契約書　第１５条（支給材料及び貸与品）

２．監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

４．乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

５．甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

６．甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７．甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負契約書　第17条

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査）

乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

６　そ　の　他

■工事請負契約書抜粋

工事請負契約書　第18条（条件変更等）

1. 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事案を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること

三　設計図書の表示が明確でないこと

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3. 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。　　甲が行う。

二　第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。　　甲が行う。

三　第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。　　甲乙協議して甲が行う。

5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

６　そ　の　他

■工事請負契約書抜粋

工事請負契約書　第19条（設計図書の変更）

甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負契約書　第１９－２条（設計図書の変更に係る乙の提案）

契約の締結後、乙は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、甲に提案することができる。

２．甲は、前項の規定に基づく乙の提案を受けた場合において、提案の全部又は、一部が適正であると認めるときは設計図書を変更し、これを乙に通知しなければならない。

３．甲は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認めるときは、請負代金額を変更しなければならない。

工事請負契約書　第２０条（工事の中止）

１．工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責に帰すことがないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２．甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の一時中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一部中止させることができる。

３．甲は、前２項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

６　そ　の　他

■工事請負契約書抜粋

工事請負契約書　第２１条（乙の請求による工期の変更）

　乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

工事請負契約書　第２２条（甲の請求による工期の短縮等）

　甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

２．甲は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

３．甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負契約書　第２３条（工期の変更方法）

　工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

２．前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

工事請負契約書　第２４条（請負代金額の変更方法等）

　請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

２．前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

３．この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

６　そ　の　他

■工事請負契約書抜粋

工事請負契約書　第２５条

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２．甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３．変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

４．第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５．特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６．予期することの出来ない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７．第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から　　日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

８．第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

６　そ　の　他

■工事請負契約書抜粋

工事請負契約書　第２６条（臨機の措置）

　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２．前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

３．監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４．乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

工事請負契約書　第２７条（一般的損害）

　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

工事請負契約書　第３０条
（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

　甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条までの規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

２．前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

６　そ　の　他

■土木工事共通仕様書抜粋

第１編　共通編
**　第１章　総則　　第１節　総則**
**　１－１－３　設計図書の照査等**

１．請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。

２．請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第１８条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

３．請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

第３編　土木工事共通編
**　第１章　総則　　第１節　総則**
**　１－１－７　数量の算出**

１．請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

２．請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

　なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

**　第２章　一般施工**
**　　第２節　適用すべき諸基準**

　請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。※下記基準省略

６　そ　の　他

■土木工事共通仕様書抜粋

第３編　土木工事共通編
第２章　一般施工　　第３節　共通的工種
２－３－１４　桁製作工
１．製作加工については、下記の規定によるものとする。
（１）原　寸
①　請負者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを**確認**しなければならない。
②　請負者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

第１０編　道路編
第４章　鋼橋上部工　第３節　工場製作工
４－３－１　一般事項
２．請負者は、製作に着手する前に、第１編１－１－４施工計画書第１項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し**提出**しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。

第４章　鋼橋上部工　第４節　鋼橋架設工
４－４－１　一般事項
３．請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを**確認**しておかなければならない。

第１５章　道路維持　第４節　舗装工
15－４－３　路面切削工
請負者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。
15－４－６　オーバーレイ工
１．施工面の整備
（１）請負者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

６　そ　の　他

■土木工事標準歩掛　共通仮設費算定基準抜粋

１．準備費の積算
準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分
イ　準備及び跡片付けに要する費用
ロ　調査・測量、丁張等に要する費用
（イ）工事着手前の基準測量等の費用
（ロ）縦・横断面図の照査等の費用
（ハ）用地幅杭等の仮移設等の費用
ハ　伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

２．技術管理費の積算
技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分
イ　品質管理のための試験等に要する費用
ロ　出来形管理のための測量等に要する費用
・出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
ハ　工程管理のための資料の作成等に要する費用

■東北地方整備局競争契約入札心得抜粋

第４条（入札等）
入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義等あるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第１４条（異議の申立）
入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

「工事請負設計変更ガイドライン（案）」
編集：東北地方整備局　技術管理協議会
担当：企画部　技術管理課　基準第一係
連絡先：022-225-2171　内線 3321、3322